

北九州市
建築都市局 計画部
都市交通政策課
公共交通係長

SDGs未来都市
北九州市



CITY OF KITAKYUSHU
北九州市

富吉 晋作

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL 093-582-2518 FAX 093-582-2503
shinsaku_tomiyoshi01@city.kitakyushu.lg.jp

建築都市局 計画部
都市交通政策課長



CITY OF KITAKYUSHU
北九州市

平野 研

技術士 (総合技術監理部門・建設部門)

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
市役所本庁舎13階
TEL 093-582-2518 FAX 093-582-2503
ken_hirano01@city.kitakyushu.lg.jp

北九州市議会事務局
政策調査課調査係
主任

CITY OF KITAKYUSHU
北九州市

梅野 まどか

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL 093-582-2632 FAX 093-582-2685
madoka_umeno01@city.kitakyushu.lg.jp

北九州市
建築都市局 計画部
都市交通政策課
主査

SDGs未来都市
北九州市



CITY OF KITAKYUSHU
北九州市

佐野 啓介

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL 093-582-2518 FAX 093-582-2503
keisuke_sano01@city.kitakyushu.lg.jp



北九州SDGs


北九州市の都市交通政策について

～環境にやさしく安心して移動できるまちを目指して～



2023年2月7日

北九州市 建築都市局 計画部 都市交通政策課

 Kitakyushu SDGs

- 1 本市の都市交通の現状
- 2 北九州市地域公共交通計画
- 3 地域住民の生活交通を確保する取組み

「おでかけ交通」の概要

1 「おでかけ交通」の制度

(1) 目的

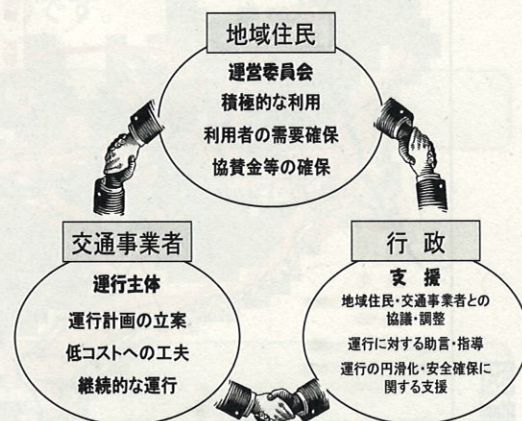
地域住民の日常生活や外出を支援する生活交通の確保
(利用しやすい最低限の生活交通の提供)

(2) 対象地域

一定の人口が集積する公共交通空白地区

(3) 手段

- ①地域住民・交通事業者・市の連携により、一定の採算性の確保を前提にタクシー事業者がジャンボタクシー等を運行
- ②バス路線の廃止予防等のため、バス事業者が車両の小型化により路線を維持



(4) 運行経費に係る支援

- ①交通事業者の収支が赤字の際に、運行経費の一部を助成 *満額の赤字補てんははい*
※定路線型は、運行経費の1/2、または赤字額のいずれか少ない額を助成
自由経路型は、運行経費の2.7/4、または赤字額のいずれか少ない額を助成
- ②交通事業者が車両購入に要する費用に最大400万円、または800万円の助成
(リースの場合80万円/年の助成)
- ③交通事業者が運行開始時のバス停整備等に要する費用に最大160万円の助成
- ④交通事業者が利便性向上設備(キャッシュレス決済等)の導入に要する費用に最大100万円の助成

(5) 利用促進に係る支援

交通安全対策事業の推進を目的とした寄付を受け、設置した「北九州市交通安全対策事業推進基金」の活用の一つとして、おでかけ交通の利便性向上や利用客の増加につながる方策に対して支援

【助成内容】

- ①定期券や回数券を新設、設定額の30%相当を助成し、割引して販売
- ②地域と交通事業者が協働して行う利用促進活動経費を助成
(分かりやすいバス停表示、啓発チラシ、地域イベントとの連携等)

※①、②合わせて、定路線型は最大40万円、自由経路型は最大10万円の助成

「おでかけ交通（あいのりタクシー）」の導入について ～地域で支える公共交通～

「おでかけ交通（あいのりタクシー）」とは？

地域住民の日常生活や外出を支援する生活交通を確保するため、地域住民・タクシー事業者・市の連携により、一定の採算性の確保を前提にタクシー事業者が「あいのりタクシー」を運行するものです。

実施箇所

鉄道駅から500m以上、またはバス停から300m以上の公共交通空白地域のうち、一定の人口が集積するエリアが対象です。
運行範囲は、区画や地形、道路状況を考慮し決定します。

運行内容

バスやタクシーとの競合を避けるため、下記を基本とします。

停留所	自宅 ⇄ 最寄りの「スーパー・病院など」と「バス停など」の2箇所
運行形態	事前予約制
運行便数	1日あたり4往復8便の定時運行 ※タクシーの繁忙時間帯を除く
運賃	均一運賃 ※1人あたりの運賃は、タクシー運賃の4分の1程度
車両	セダン型タクシー車両（4人乗り）

地域の役割

「おでかけ交通」は、必要とされ、利用されなければ、持続的に運行できません。
このため、地域が運営委員会を組織し、主体的に利用促進活動を行うことで支えていくことが大切です。

※利用促進活動・・・PRチラシの作成・配布、協賛金の確保・活用など

運行継続の条件

- 稼働率(年間実運行便数/年間設定運行便数)25%以上を目標として、利用促進に努めること。
- 平均乗車人数(年間乗車人数/年間実運行便数)1.3人以上を目標として、利用促進に努めること。(1.3人・・・3回に1回2人乗車)

※上記1については、単年度で、稼働率10%未満の場合は運行を中止します。

※上記1, 2については、2年連続で改善の兆しがない場合は運行を中止します。

市の支援内容

市は、地域の皆様とタクシー事業者との協議・調整、運行の円滑化・安全確保に関する支援、**利用促進活動経費や運行経費などの助成**を行います。

(1) 利用促進活動経費助成

助成対象者	地域（運営委員会）、タクシー事業者
助成対象経費	利用促進活動に直接必要な経費 ・製作費…チラシ、ポスター、お試し無料券(運賃相当額除く)など ・購入費…啓発用物品など ・その他市長が特に必要と認める経費
助成金額	1地区あたり10万円を上限とする(千円未満切り捨て)

(2) 運行支援助成

助成対象者	タクシー事業者
助成対象経費	運行経費
助成金額	運行経費の4分の2.7を上限とする(千円未満切り捨て)

収支の内訳

支出

運行経費（タクシー運賃相当額）

収入

運行支援助成（市）

2.7 / 4

運賃収入

※平均乗車人数が1.3人を下回る場合、赤字が生じます。

赤字は、地域で得られた協賛金などの充当がない場合、タクシー事業者の負担になります。タクシー事業者は、赤字負担などを踏まえ、運行継続の可否を判断します。

導入までの流れ

- ① 地域の導入意向および利用促進活動実施の可能性を確認
- ② 地域主体で住民の導入意向に関するアンケート調査を実施
- ③ アンケート結果を基に、タクシー協会を通じて、事業者と実証運行の可否を協議
- ④ 実証運行について、地域公共交通会議（地域、タクシー事業者、バス事業者等）の承認を得る
- ⑤ 地域・タクシー事業・市で運行に関する協定を締結し、実証運行開始
- ⑥ 実証運行の結果を踏まえ、事業者と本格運行の可否および運行内容を決定
※本格運行も地域公共交通会議の承認が必要
- ⑦ 本格運行開始（地域主体で利用促進活動を継続）

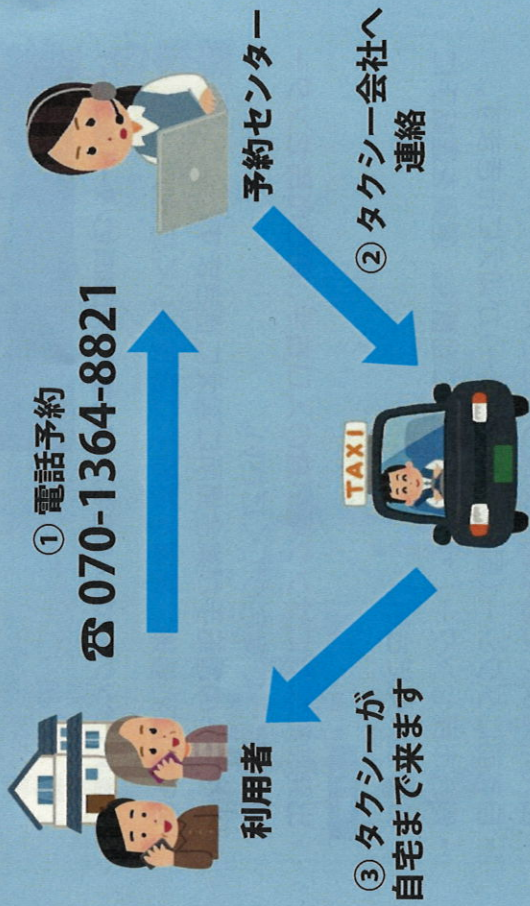
南丘校区あいのりタクシー

- ・最寄り駅やスーパー等のおでかけが負担になっている方
- ・タクシーを使いたいが料金が高いと感じている方
- ・行きは歩きたいが帰りは荷物が多くて歩きたくない方

あいのりタクシー を使って

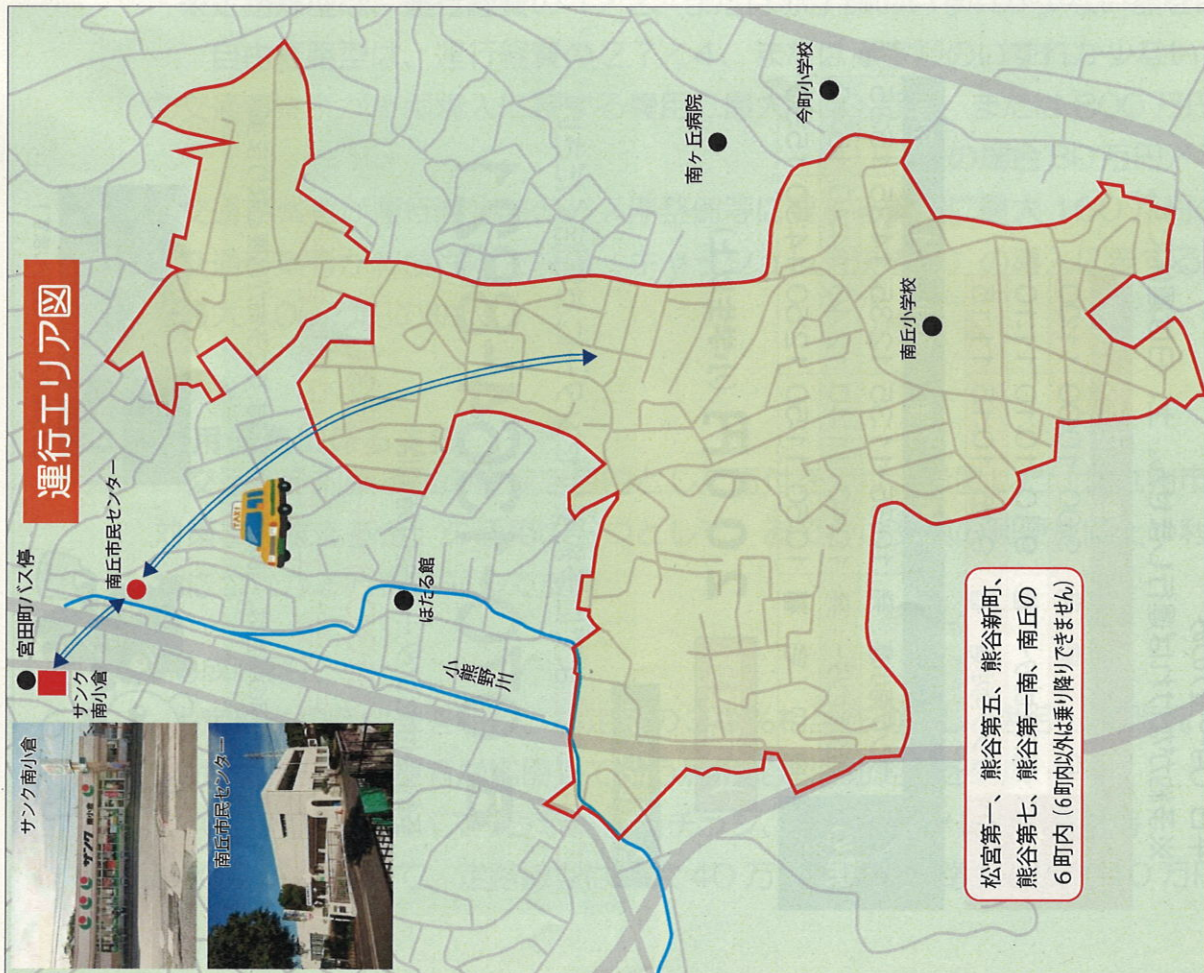
片道運賃 **200** 円

自宅 から サク南小倉・南丘市民センター
まで送迎いたします



運行：(有)国際丸公タクシー

【お問合せ先】北九州市都市交通政策課 ☎ 093-582-2518



松宮第一、熊谷第五、熊谷新町、熊谷第七、熊谷第一南、南丘の6町内(6町内以外は乗り降りできません)

運転免許証を自主返納して、運転経歴証明書を交付してもらおうと特典が受けられます!!

運転免許証自主返納サポーター
 「運転免許証自主返納サポーター」のご紹介はこちら
 <<運転免許証自主返納サポーター制度>>
 北九州市 安全・安心都市整備課 ☎093-582-2866
 65歳以上で「運転経歴証明書」を所持している人は、制度に参加するタクシース会社や飲食店などで割引サービスを受けることができます。